

改正

平成31年3月29日告示第55号

令和5年3月30日告示第60号

令和8年3月25日告示第49号

郡上市森林整備推進作業路整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の森林整備及び木材生産を促進するため、林業事業者が行う既設作業路の補修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 作業路 過去に国並びに県の補助を受けて開設した作業路、林道台帳に登載されていない林道又は岐阜県森林作業道作設指針（平成23年5月17日森第190号林政部長通達）に定める縦断勾配の規格を満たす作業路
- (2) 林業事業者 森林所有者、森林組合及びその他林業事業者
- (3) 維持補修事業 作業路の崩土除去、路面補修、路肩補修、排水施設補修等
- (4) 拡幅事業 作業路の幅員3.5メートルまでの拡幅、曲線部の拡幅等。ただし、幅員3.5メートルに拡幅する場合は、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）第3に定める規格で実施する事業
- (5) 作業ポイント新設事業 高性能林業機械（タワーヤーダー等）の作業スペースの新設
- (6) 倒木除去事業 車両の走行に支障となる倒木の除去
- (7) 1 施工地 1 林業事業者が一体的に実施する植林、保育、主伐又は間伐等の森林整備を行う区域に到達するまでの作業路、その作業路沿線で新設する作業ポイント及び倒木除去事業を含む区域

(交付基準)

第3条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助率又は補助額
維持補修事業 拡幅事業 作業ポイント新設事業 倒木除去事業	市内に住所、事務所又は事業所を有する林業事業者	維持補修事業、拡幅事業、作業ポイント新設事業、倒木除去事業又は県のグレードアップ事業を活用した厚さ0.5m以上の路盤工の実施に要する経費（ただし、1 施工地当たり10万円以上の事業を対象とする。）	補助対象経費の2分の1以内とし、1 施工地当たり100万円を上限とする。
県のグレードアップ事業を活用した厚さ0.5m以上の路盤工			県補助額に延長1m当たり1,500円を嵩上げ補助する。

2 前項の補助対象とする事業種目は、当該事業を実施することにより、植林、保育、主

伐又は間伐等の森林整備の実施が見込まれるものとする。

3 第1項の補助対象とする事業種目のうち維持補修事業、拡幅事業、作業ポイント新設事業及び倒木除去事業は、国又は県の補助の対象とならないものとする。

4 第1項の補助対象経費は、県が示す標準単価等により積算した額と当該事業に要した実行経費とを比較し金額の少ない方を上限とする。

5 第1項の基準により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(第6条の規定による軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 事業を行うため締結する契約は、受注者の選定等適正な手続により行わなければならない。

(交付申請書)

第5条 補助金を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定に基づく補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) 数量総括表(様式第3号)

(4) 設計図面及び数量計算書

(5) 状況写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第6条 第4条第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業種目の変更

(2) 補助対象経費に30パーセント以上の増減を生ずる変更

(事業が予定期間内に完了しない場合の報告)

第7条 規則第6条第1項第4号の規定により市長の指示を求める場合は、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、規則第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に対して、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第4号)

(2) 収支決算書(様式第5号)

(3) 出来高数量総括表(様式第6号)

(4) 出来高図面及び数量計算書

(5) 完成写真

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、岐阜県森林整備事業検査要領(平成13年4月2日付け森第2号農山村整備局長通知)第45条の定めるところにより検査を行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第55号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第60号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日告示第49号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

事業計画書

路線名		
場 所	郡上市	地内
森林整備事業	植林 保育 皆伐 択伐 間伐	
事業箇所 林小班		
事業計画年度	年度	
事業区分及び 事業量	維持補修事業 ()	m
	拡幅事業	箇所 m
	作業ポイント新設事業	箇所 m
	倒木除去事業	
事業費	円	
添付書類	収支予算書 数量総括表 設計図面及び数量計算書 状況写真	

収 支 予 算 書

収入の部

区分	予算額	備考
市補助金 自己負担金	円	
計		

支出の部

区分	予算額	備考
事業費	円	
計		

数量総括表

路線名			
場 所	郡上市	地内	
事業区分及び事業量	維持補修事業（ ）		m
	拡幅事業	箇所	m
	作業ポイント新設事業	箇所	m
	倒木除去事業		
工種	区分	数量	単位
切取	礫混り土（地山）		m ³
切取	軟岩Ⅰ（地山）		m ³
切取	礫混り土（ルーズ）		m ³
切取	軟岩Ⅰ（ルーズ）		m ³
盛土			m ³
切取法面整形			m ²
盛土法面整形			m ²
敷均し、締固め			m ²
転石破碎			m ³
倒木除去			

必要に応じて、工種を追加して記入

事業実績書

路線名		
場 所	郡上市	地内
事業区分及び 事業量	維持補修事業（ ）	m
	拡幅事業	箇所 m
	作業ポイント新設事業	箇所 m
	倒木除去事業	
事業費	円	
添付書類	収支決算書 出来高数量総括表 出来高図面及び数量計算書 完成写真	

収 支 精 算 書

収入の部

区分	予算額	備考
市補助金（予定） 自己負担金	円	
計		

支出の部

区分	予算額	備考
事業費	円	
計		

出来高数量総括表

路線名			
場 所	郡上市	地内	
事業区分及び事業量	維持補修事業（ ）		m
	拡幅事業	箇所	m
	作業ポイント新設事業	箇所	m
	倒木除去事業		
工種	区分	数量	単位
切取	礫混り土（地山）		m ³
切取	軟岩Ⅰ（地山）		m ³
切取	礫混り土（ルーズ）		m ³
切取	軟岩Ⅰ（ルーズ）		m ³
盛土			m ³
切取法面整形			m ²
盛土法面整形			m ²
敷均し、締固め			m ²
転石破碎			m ³
倒木除去			

必要に応じて、工種を追加して記入